

愛知県労働労働局長 様

(FAX 052-972-6268)

要 請 書

小出さんの労災を認め、控訴しないで下さい。

本日、名古屋地方裁判所は小出典子さんの求めた平成21年（行ウ）第89号 遺族補償年金不支給処分取消請求事件に関して、原告のもともめる判決（不支給処分を取り消す）を下した。

事件が発生したのは2002年12月7日である。既に9年が過ぎている。そもそも労災制度は被災者及び遺族のの救済を目的として定められた制度であり、できる限り早く、救済の手が届けられなければならない。

この間、原告は9年余に亘って、救済のないまま、様々の困難を克服して闘い続けなければならなかった。

昨年未から、厚労省は過労死裁判の傍聴者数について報告を求めてきた。小出裁判もその対象として監視し、行政による司法への干渉と国民の裁判を受ける権利に対する侵害が行われてきた。こうした行為は早急にあらためるべきである。

本日、名古屋地方裁判所の判決があり、労災が認められたわけであるから、この判決に従い確定すべきである。

貴組織が控訴期限を待つことなく、早急に判決を受け入れるように強く要請する。

2011年12月 日

氏名(団体名)

住所